

## 芦屋市国民健康保険条例施行規則の一部改正規則

### 1 改正の趣旨

国民健康保険条例における旧被扶養者に係る条例減免の取り扱い要領例の一部改正に伴い、旧被扶養者の応益割に係る減免期間を変更するため、この規則を制定しようとするもの。

### 2 改正の内容

- (1) 資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、旧被扶養者に係る被保険者均等割額について減免する。
- (2) 資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、当該世帯の被保険者が旧被扶養者のみで構成されている世帯に限り減免する。

### 3 施行期日等

- (1) 平成31年4月1日
- (2) 改正後の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて

### 1 旧被扶養者減免の制度について

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった65歳以上の者（以下「旧被扶養者」という。）に係る保険料について、応益割（被保険者均等割及び世帯別平等割）を5割減免、応能割（所得割）を10割減免（免除）するもの。

減免基準については、国民健康保険法第77条の規定により、各市町の定める条例によるものとされている。

#### 【根拠条文】

国民健康保険法第77条

芦屋市国民健康保険条例第21条の2

芦屋市国民健康保険条例施行規則第22条

### 2 減免期間の見直しについて

#### (1) 平成20年3月28日付け厚生労働省事務連絡

後期高齢者医療制度の創設に伴い、旧被扶養者に対する激変緩和措置として、資格取得日の属する月以後2年間実施することとなった。

#### (2) 平成22年1月29日付け厚生労働省事務連絡

後期高齢者医療制度の保険料軽減措置が当分の間継続されることになり、国民健康保険においても同様の措置を継続するため、資格取得日の属する月から当分の間実施することとなった。

#### (3) 平成30年12月12日付け及び同年12月25日付け厚生労働省事務連絡

後期高齢者医療制度において、応益割に係る保険料軽減措置が、平成31年4月1日から、資格取得日の属する月以後2年を限度に実施するよう見直され、国民健康保険においても、同様の見直しを行うよう方針が示された。

なお、応能割については、当分の間、減免が継続することとされた。

本市でもこの事務連絡を受け、応益割減免の期間の見直しを行おうとするもの。

【見直しの時期】平成31年4月1日

保険料賦課方式	資格取得から1年目	2年目	3年目以降
① 応能割（所得割）	100%減免		
② 応益割（均等割）	50%減免		減免なし
③ 応益割（平等割）	50%減免		減免なし

芦屋市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

芦屋市国民健康保険条例施行規則（昭和39年芦屋市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（保険料の減免基準）</p> <p>第22条 条例第21条の2各号のいずれかに該当する者の減免基準は、別に定めのある場合を除き、同条第1号、第2号及び第4号に該当する者にあつては別表に、同条第3号に該当する者にあつては次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>当分の間</u>、<u>条例第21条の2第3号ア及びイ</u>に該当する被保険者（以下「旧被扶養者」という。）に係る所得割額については、所得の状況にかかわらず免除する。</p> <p>(2) <u>資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り</u>、旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、次のア又はイに定めるとおり減免する。ただし、条例第17条第1項第1号の規定の適用がある世帯（同条第4項において準用する場合を含む。以下「7割軽減世帯」という。）又は同条第1項第2号の規定の適用がある世帯（同条第4項において準用する場合を含む。以下「5割軽減世帯」という。）に属する旧被扶養</p>	<p style="text-align: center;">（保険料の減免基準）</p> <p>第22条 条例第21条の2各号のいずれかに該当する者の減免基準は、別に定めのある場合を除き、同条第1号、第2号及び第4号に該当する者にあつては別表に、同条第3号に該当する者にあつては次に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例第21条の2第3号ア及びイに該当する被保険者（以下「旧被扶養者」という。）に係る所得割額については、所得の状況にかかわらず免除する。</p> <p>(2) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、次のア又はイに定めるとおり減免する。ただし、条例第17条第1項第1号の規定の適用がある世帯（同条第4項において準用する場合を含む。以下「7割軽減世帯」という。）又は同条第1項第2号の規定の適用がある世帯（同条第4項において準用する場合を含む。以下「5割軽減世帯」という。）に属する旧被扶養者については、減免しない。</p>

改正後	改正前
<p>者については、減免しない。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) <u>資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り</u>、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、当該世帯の被保険者が旧被扶養者のみで構成されている世帯に限り次のアからエまでに定めるとおり減免する。ただし、旧被扶養者が属する世帯が、7割軽減世帯若しくは5割軽減世帯又は特定世帯（令第29条の7第2項第8号イに規定する特定世帯をいう。）である場合は、減免しない。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、当該世帯の被保険者が旧被扶養者のみで構成されている世帯に限り、次のアからエまでに定めるとおり減免する。ただし、旧被扶養者が属する世帯が、7割軽減世帯若しくは5割軽減世帯又は特定世帯（令第29条の7第2項第8号イに規定する特定世帯をいう。）である場合は、減免しない。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>2 (略)</p>

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の芦屋市国民健康保険条例施行規則の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

### 応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて

国民健康保険の円滑な運営につきましては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者（以下「旧被扶養者」という。）に係る保険料については、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、条例により資格取得日の属する月から当分の間、後期高齢者医療制度と類似の保険料軽減措置（以下「旧被扶養者減免」という。）を実施しているところです。後期高齢者医療制度における応益割に係る保険料軽減措置については、平成 31 年度以降、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り実施することとされていることから、国民健康保険においても下記の通り見直すこととしましたので、その旨御了知の上、貴管市町村への周知等、特段の御配慮をお願いします。

### 記

#### 1 見直しの内容

平成 31 年度以降の年度分の保険料の算定に当たっては、後期高齢者医療制度と同様に、旧被扶養者に係る応益割について、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、旧被扶養者減免を実施することとする。

なお、旧被扶養者に係る応能割については、当分の間、旧被扶養者減免を実施することとする。

#### 2 その他

今回の見直しに伴うシステム改修経費については、平成 31 年度特別調整交付金により交付する予定である。

また、今回の見直しに関する質疑については、別添 Q&A に記載しているので参考にされたい。

なお、今回の見直しを踏まえ、国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例について別途お示しする予定である。